

## 第10回さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会

日時：令和8年5月13日（水） 午前10時から  
場所：与野本町小学校北校舎 地域交流室

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - ・花壇の植替えについて
- 3 その他
  - ・委員の改選について
- 4 閉 会

(配布資料)

- ・次第
- ・名簿
- ・席次表
- ・さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会設置要綱
- ・さいたま市附属機関等に関する要綱
- ・資料 「市民花壇春の植え替え用花苗等の配布について（通知）」

※関係団体のみ

「さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会に係る委員の推薦  
について（依頼）」

※花壇の管理（花壇の手入れ）について

毎月、第一・第三・第五水曜日の、9時半ごろから10時ごろの間に草取りを中心とした手入れを実施しています。

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会 委員名簿

(任期: 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

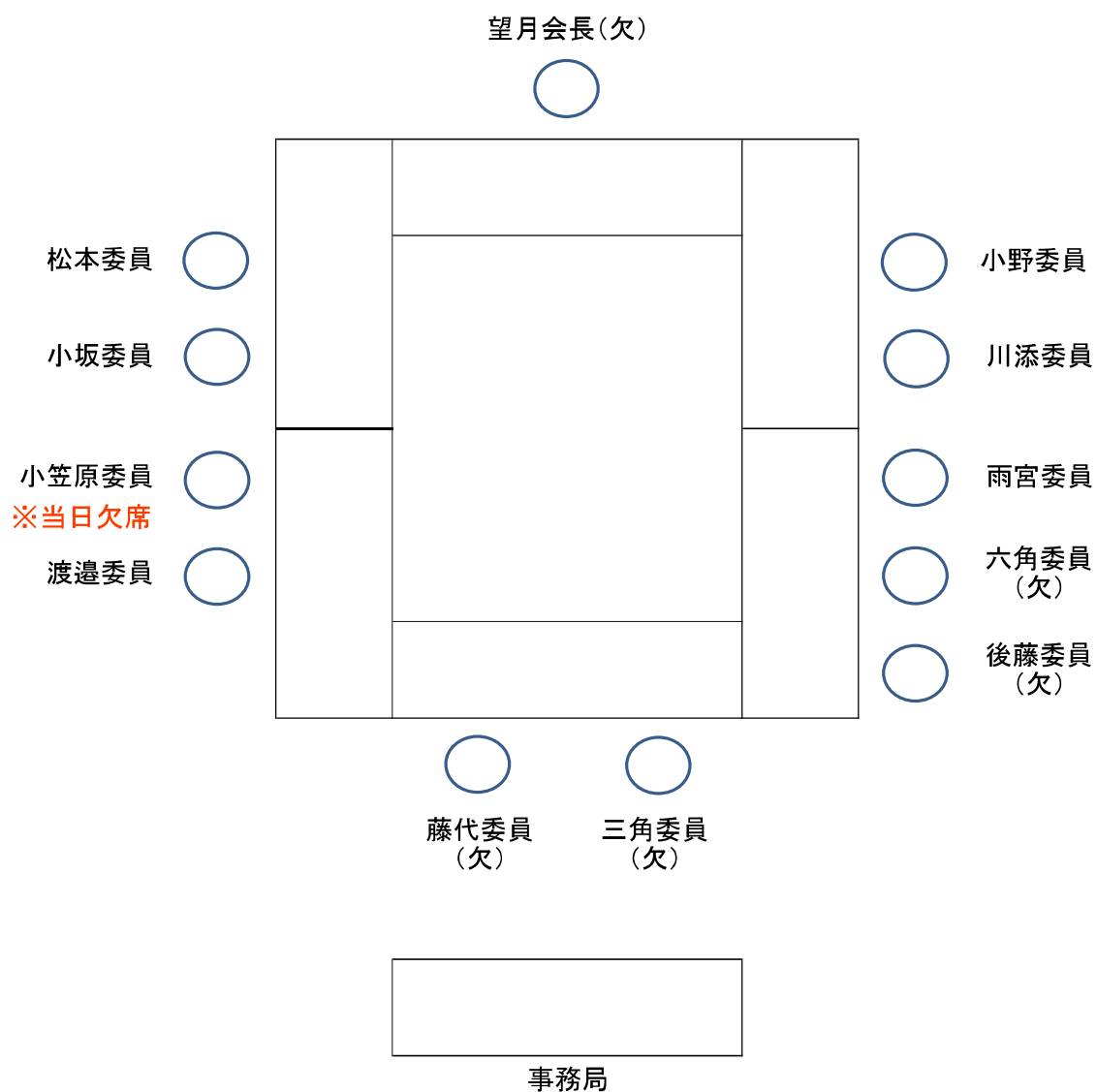
項番	氏名	所属	役職
1	モチヅキ ミツユキ 望月 三之	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会長	会長
2	マツモト カズオ 松本 一夫	花いっぱい運動推進会中央支部	職務代理
3	コサカ リョウタ 小坂 亮太	与野本町小学校PTA代表	
4	オガサワラ タツユキ 小笠原 辰之	大和町自治会	
5	ミスミ エイジ 三角 榮治	上峰自治会	
6	フジノロ トウコ 藤代 瞳子	一般公募	
7	ワタナベ ハツエ 渡邊 初江	一般公募	
8	ゴトウ ケイコ 後藤 桂子	与野本町児童センター館長	
9	オノ ケイジ 小野 圭司	さいたま市与野本町小学校長	
10	ロウカク ケンイチ 六角 健一	さいたま市子育て支援課長	
11	カワソエ アツシ 川添 敦司	さいたま市放課後児童課長	
12	アメミヤ マサト 雨宮 正人	さいたま市博物館長	

事務局

項番	氏名	所属
1	森田 賢一	博物館 館長補佐兼管理係長
2	小山 正一	博物館 管理係主査(再)
3	出羽 正世	子育て支援課 支援係長
4	岡村 卓	子育て支援課 支援係主査
5	桑原 薫	放課後児童課 課長補佐兼放課後対策係長
6	前橋 沙紀	放課後児童課 放課後対策係主事

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会 席次表

令和8年5月13日(水)10:00~



## さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会設置要綱

(令和2年4月21日 財政部長決裁)

(趣旨)

第1条 さいたま市立与野本町小学校複合施設（以下「複合施設」という。）の運営に当たり、共用部の利用及び管理に必要な事項についての意見を聴取し、複合施設の運営へ反映することを目的に、さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 地域サロンの利用に関すること。
- (2) 憩いの庭の利用、花壇の管理に関すること。
- (3) その他共用部の利用に関して必要と認められる事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人程度をもって組織し、委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 自治会、市民団体その他の関係団体の関係者
  - (2) 公募による市民
  - (3) 複合施設の運営に携わる民間事業者の役員又は職員
  - (4) 市職員
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、自ら協議会の会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子育て支援課、放課後児童課又は博物館が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## さいたま市附属機関等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する機関をいう。
- (2) 協議会等 市民、各種団体の代表者、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいう。
- (3) 局長等 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の長、区長、消防局、出納室及び水道局の長、教育長、行政委員会事務局長並びに議会局長をいう。

### (附属機関等の設置)

第3条 附属機関等は、法律により設置が義務付けられているものを除くほか、次の各号に掲げる事項をいずれも満たす場合に限り設置するものとする。

- (1) 市民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため市民、関係団体、専門的知識を有する者等からの意見を必要とすること。
- (2) 設置目的及び所掌事務が、既存の附属機関等と重複しないこと。
- 2 附属機関等の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関等の設置期間を設けるものとする。
- 3 附属機関等の所掌事務については、できる限り広範囲なものとするとともに、必要に応じ部会又は分科会等の下部組織を設置することにより、効率的な運営を図ること。
- 4 協議会等については、次に掲げる事項に留意し、附属機関との差異を明らかにすること。

- (1) 審議会、審査会、調査会等附属機関と紛らわしい名称を用いないこと。
- (2) 「審議する」、「答申する」等附属機関と紛らわしい所掌事務を付与しないこと。
- (3) 協議会等の意見及び構成員から聴取した意見については、答申、建議、意見書等附属機関の審議結果と受け取られるような呼称を付さないこと。

(附属機関等の委員の選任等)

第4条 附属機関等の委員は、当該附属機関等の設置の趣旨及び目的を踏まえ、次に掲げる基準に従って選任するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 一の附属機関等における委員の数は、20人以内とすること。
- (3) 広く市民の市政への参加を促すため、委員の一部を公募により選任すること。
- (4) さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱（平成17年12月5日制定）に基づき、男女の均衡を図るために、女性委員の積極的な登用に努めること。
- (5) 再任する委員の通算の在任期間は、6年以内とすること。
- (6) 同一人を3を超える附属機関等の委員に重複して選任しないこと。
- (7) 市議会議員及び市職員は、委員に選任しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのある場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(附属機関等の見直し)

第5条 既に設置されている附属機関等で、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
- (5) 設置目的、所掌事務及び構成員が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

(附属機関等の設置等の合議)

第6条 附属機関の設置、統廃合及び委員の選任については総務課長及び職員課長に、協議会等の設置、統廃合及び委員の選任については総務課長に、事前に合議するものとする。

2 前項の規定により総務課長に合議するときは、さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱第5条第1項ただし書に該当する場合を除き、同条第2項の通知書を添付するものとする。

(会議の公開)

第7条 市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政を推進するため、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開するものとする。なお、公開に当たっては、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日制定）によるものとする。

(総務局長への報告)

第8条 局長等は、附属機関等を設置したときは、附属機関等管理台帳（様式第1号）及び附属機関等委員等名簿（様式第2号）により、速やかに総務局長へ報告するものとする。

2 局長等は、前項の規定による報告の内容に変更が生じたとき又は附属機関等を設置しなくなったときは、速やかに総務局長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

事務連絡  
令和8年3月13日

さいたま市花いっぱい運動推進会  
各団体代表者 様

さいたま市花いっぱい運動推進会 会長  
さいたま市みどり推進課長

令和8年度市民花壇用花苗等（春）の希望調査について（依頼）

時下、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和8年度春におきまして、花苗等の植え替えを予定しております。

つきましては、植え替えに係る希望調査を実施しますので、別紙の調査票に必要事項をご記入の上、3月27日（金）までに郵送、FAX又はメールにてご回答ください。（メールの場合は、任意様式での提出も可能です。様式が必要な場合は、当課までメールにてご連絡ください。）

また、当推進会の活動の周知を目的に、花いっぱいだより（第3号）を発行いたしましたので、別紙を御一読ください。なお、花いっぱいだよりは市のホームページにも掲載いたします。

- ◆ 調査内容 植え替えの実施予定及び花苗・化成肥料の希望調査
- ◆ 納品時期 令和8年5月中旬～6月下旬予定
- ◆ 納品方法 市が契約した業者が直接花壇へ花苗と化成肥料を納品します。  
※納品日程は、団体において直接業者と調整していただきます。  
※詳細は、業者が決定次第、改めて通知します。
- ◆ 注意事項 今回の回答をもとに納品業者は準備を行いますので、提出期限後の変更は原則として認めておりません。

「春季の植え替えは行わない」「活動人数・時間を減らすため、数量を減らして実施する」などございましたら、団体内で協議の上、調査票にてその旨をご回答ください。

なお、花苗の価格の高騰等により、希望の数に添えない場合がありますので、予めご了承ください。



都市局みどり公園推進部みどり推進課  
総務・緑化推進係（担当：清水）  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4  
電話：048-829-1423 FAX：048-829-1979

令和8年度市民花壇用花苗等（春） 希望調査票（1/1）

団体名	与野本町小学校複合施設運営支援協議会	管理番号	05-16
活動場所	与野本町小学校複合施設敷地内		

※複数の場所で活動いただいている団体は、お送りした全ての調査票をご提出ください。

1 実施予定について（いずれかに○）

令和8年度春の植え替えについて、

1. 実施する                      2. 実施しない

----- 植え替えを実施する場合のみ、以下についてご記入ください。-----

2 花苗・化成肥料について

◇花苗は、合計苗数の範囲内で、内訳をご記入ください。

◇化成肥料（10kg）は、春季・秋季に、花壇面積・花壇数等に関わらず、各団体1袋（年間2袋）です。なお、秋季は別途調査します。

令和8年度希望内容					
種類	サルビア	ブルーサルビア	マリーゴールド	ジニア	日々草
数量					
種類	ポーチュラカ	コリウス	ペチュニア		化成肥料
数量					必要・不要 (いずれかに○)
合計苗数	100				
	※数量を減らす場合は、合計苗数を二重線で修正のうえ、内訳をご記入ください。				

以下は、数量を決定する際の参考としてください。

令和7年度実績					
種類	サルビア	ブルーサルビア	マリーゴールド	ジニア	日々草
数量	20		25	5	20
種類	ポーチュラカ	コリウス	ペチュニア		
数量	20	10			
合計苗数	100				

令和8年度市民花壇用花苗等（春） 希望調査票（1/1）

団体名	与野本町小学校複合施設運営支援協議会	管理番号	05-16
活動場所	与野本町小学校複合施設敷地内		

※複数の場所で活動いただいている団体は、お送りした全ての調査票をご提出ください。

1 実施予定について（いずれかに○）

令和8年度春の植え替えについて、

1. 実施する

2. 実施しない

----- 植え替えを実施する場合のみ、以下についてご記入ください。-----

2 花苗・化成肥料について

◇花苗は、合計苗数の範囲内で、内訳をご記入ください。

◇化成肥料（10kg）は、春季・秋季に、花壇面積・花壇数等に関わらず、各団体1袋（年間2袋）です。なお、秋季は別途調査します。

令和8年度希望内容					
種類	サルビア	ブルーサルビア	マリーゴールド	ジニア	日々草
数量			25	10	20
種類	ポーチュラカ	コリウス	ペチュニア		化成肥料
数量	20	10	15		必要・不要 (いずれかに○)
合計苗数	100 ※数量を減らす場合は、合計苗数を二重線で修正のうえ、内訳をご記入ください。				

以下は、数量を決定する際の参考としてください。

令和7年度実績					
種類	サルビア	ブルーサルビア	マリーゴールド	ジニア	日々草
数量	20		25	5	20
種類	ポーチュラカ	コリウス	ペチュニア		
数量	20	10			
合計苗数	100				

教生博第645号  
令和8年5月13日

様

さいたま市長 清水 勇人

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会に係る  
委員の推薦について（依頼）

日頃よりさいたま市立与野本町小学校複合施設（いーよの）の運営にご協力いただきありがとうございます。

与野本町小学校複合施設の運営に当たり、共用部の利用及び管理に必要な事項について意見を聴取するため、さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。

つきましては、下記のとおり貴に所属されている方を委員として推薦していただきますようお願い申し上げます。

なお、さいたま市では男女共同参画のまちづくりプランでも女性の参画を推進する取組を進めており、女性のご推薦の促進にご配慮をいただきますと幸いです。

記

1 協議会の構成員

協議会の委員は、与野本町小学校PTA、与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会、花いっぱい運動推進会、自治会等の市民団体関係者（5名程度）、公募委員（2名程度）、市職員により15名程度で構成する予定です。

2 委嘱期間

令和8年9月1日から3年間

3 推薦していただきたい方

別紙推薦書により、次の全てを満たす方（1名）をご推薦ください。

- ・令和8年4月1日現在で18歳以上の方
- ・月～金曜日の会議（年2回程度）に出席できる方
- ・本市の職員、各行政委員会の委員、市議会議員、審議会の委員でない方
- ・複合施設の運営支援に参加意欲がある方

<担当>

教育委員会生涯学習部博物館

管理係 森田、小山

電話 048-644-2322

FAX 048-644-2313

